

# GPS-Business利用約款

# 主な変更内容について

GPS-Business「選抜版」リリースに伴う条項の追加を中心に利用約款の改定を行っています。  
以前よりご利用いただいていたサービスについては、「人材開発版」と表記を改めております。  
なお、条項の番号等のみの変更、人材開発版であることの追記、ならびに漢字かな表記等、細かな表現に関する変更については記載を省略しております。

2023年7月3日 改定後	改定前	主な変更点
<b>第1条(目的)</b> 株式会社ベネッセ i-キャリア(以下「甲」という)は、このGPS-Business利用約款(以下「本約款」という)に基づき、パソコン、タブレット等上で実施するアセスメントテスト「GPS-Business」選抜版、及び人材開発版(以下「本サービス」という)を申込者(以下「乙」という)に提供し、乙が本サービスを利用するにあたり、甲及び乙は本約款を遵守するものとする。	<b>第1条(目的)</b> 株式会社ベネッセ i-キャリア(以下「甲」という)は、このGPS-Business利用約款(以下「本約款」という)に基づき、パソコン上で実施するアセスメントテスト「GPS-Business」(以下「本サービス」という)を申込者(以下「乙」という)に提供し、乙が本サービスを利用するにあたり、甲及び乙は本約款を遵守するものとする。	選抜版を追記。
<b>第2条(本サービスの内容)</b> 1.本サービスとは、乙が指定する乙に所属する従業員、職員、入社予定者、入社希望者、及びその他、乙が甲より事前許諾を取得した者(以下「受検者」という)への本サービスの案内、ならびにテストの実施、採点処理、成績(帳票)納品、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム(以下「本システム」という)の利用権限、各種マニュアルや事後ガイドブック等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。 2.選抜版、人材開発版は、以下の受検者情報の取り扱いにおいて異なる。 《選抜版》甲は、乙から預託された受検者情報(以下「選抜版預託情報」という)に基づき、本サービスを受検者に案内、実施のうえ、受検者より直接取得した情報について乙に第三者提供を行う。 《人材開発版》甲は、乙から預託された受検者情報に基づき、本サービスを提供する。 *本サービスの内容、提供方法・提供時期は次のページ( <a href="https://www.benesse-i-career.co.jp/gps/gpsb_servicelist/">https://www.benesse-i-career.co.jp/gps/gpsb_servicelist/</a> )をご参照ください。	<b>第2条(本サービスの内容)</b> 本サービスとは、乙が指定する乙に所属する従業員、職員、入社予定者、及び入社希望者等の受検者(以下「受検者」という)への本サービス案内、ならびにテストの実施、採点処理、成績(帳票)納品、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム(以下「本システム」という)の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。	第1項、受検者の定義を追記。 第2項、選抜版と人材開発版の個人情報取り扱いの違いについて記載。 サービス内容に事後ガイドブックを追記。
<b>第3条(契約の成立と個別テストの申し込み)</b> 1.乙が、本約款に同意し、甲に対してGPS-Businessサービス利用申込兼お客様情報登録票(以下、「サービス利用申込書」という)により本サービスの利用の申し込みを行い、サービス利用申込書が甲に到達することにより、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする。 2.乙は、契約の成立後、乙の希望する実施条件(選抜版、人材開発版の選択を含む)を、甲が指定するテスト申込書(以下「テスト申込書」という)若しくは別途甲の指定した方法で、甲が指定する期限までに送付する。甲はテスト申込書の受領後、記載内容を確認のうえ本システムへの情報登録を行い、乙が本システム上でテスト実施に関する設定を確認することができるタイミングをもって、個別テストの申し込みが成立するものとする。	<b>第3条(契約の成立と個別テストの申し込み)</b> 1.乙が、本約款に同意し、甲に対して本サービスの利用の申し込みを行い、本サービスの利用申込書が甲に到達することにより、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする。 2.乙は、契約の成立後、乙の希望する実施条件を、甲が指定するテスト申込書(以下「テスト申込書」という)もしくは別途甲の指定した方法で、甲が指定する期限までに送付する。甲はテスト申込書の受領後、記載内容を確認のうえ本システムへの情報登録を行い、乙が本システム上でテスト実施に関する設定を確認することができるタイミングをもって、個別テストの申し込みが成立するものとする。	第1項、サービス申込書の名称を追記 第2項、個別テストの申し込み時に選抜版を選択いただくことを追記。
<b>第5条(受検者情報、ID等の取り扱い)</b> 1.《選抜版》乙は受検者個別に受検権利を引き換えるためのコード(以下「エントリーコード」という)を決定のうえ、乙が保持する受検者のメールアドレスとともに受検者に通知する。受検者は個人マイページを開設し、乙から通知されたエントリーコード、及びメールアドレスを用いて受検権利の取得(以下「受検エントリー」という)を行い、受検するものとする。 《人材開発版》乙は、受検者個別の受検者用ID・パスワード(以下「受検者用ID等」という)を決定のうえ受検者に通知し、受検者は指定された受検者用ID等で本サービスを受検するものとする。 2.乙は、乙が指定する受検者情報、選抜版預託情報を、甲が指定する方法で本システムに登録する。 3.乙は、受検者に対し本システム、又は別の方法にて、本サービスの受検を告知するものとする。 4.乙は、受検者に、受検者用ID等、及びエントリーコードを厳重に管理させ、第三者への譲渡又は貸与若しくは開示等をさせないものとする。 5.乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに受検者用ID等、又はエントリーコードが漏洩したことにより、乙又は受検者を含む第三者に生じた損害に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。 6.乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらず、漏洩した受検者用ID等、又はエントリーコードを用いて、当該受検者用ID等、及びエントリーコードの使用を認められた受検者以外の第三者が本サービスを利用した場合、甲は当該受検者が当該受検者によるものとみなすことができる。 7.甲は、受検者用ID等、又はエントリーコードが不正に利用されている疑いがある場合、当該受検者用ID等、又はエントリーコードの使用又は本サービスの利用を一時的に停止することができる。	<b>第5条(受検者情報、ID等の取り扱い)</b> 1.乙は、受検者個別の受検者用ID・パスワード(以下「受検者用ID等」という)を決定のうえ受検者に指定し、受検者は指定された受検者用ID等で本サービスを受検するものとする。 2.乙は、乙が指定する受検者の情報を、甲が指定する方法で本システムに登録する。 3.乙は、受検者に対し本サービスの受検を告知するものとする。 4.乙は、受検者に、受検者用ID等を厳重に管理させ、第三者への譲渡又は貸与若しくは開示等をさせないものとする。 5.乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに受検者用ID等が漏洩したことにより乙又は受検者を含む第三者に生じた損害に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。 6.乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらず、漏洩した受検者用ID等を用いて、当該受検者用ID等の使用を認められた受検者以外の第三者が本サービスを受検した場合、甲は当該受検者が当該受検者によるものとみなすことができる。 7.甲は、受検者用ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該受検者用ID等の使用又は本サービスの利用を一時的に停止することができる。	選抜版に係わる情報、取り扱いについて追記。
<b>第6条(選抜版における個人情報の第三者提供)</b> 1.甲は、受検者よりマイページ開設、受検エントリー、及び受検時に取得した情報について、以下の情報(以下、「第三者提供データ」という)を乙に第三者提供する。 ①受検者の属性情報(姓名) ②受検者の受検エントリーを行った日、及び成績情報 ③受検者の顔写真撮影データ(乙が希望し、テスト申し込み時に指定した場合に限る) 2.乙は、第三者提供データの利用目的を、予め甲が指定する方法で本システムに登録し、受検者は受検エントリー時にその内容を確認するものとする。	記載なし	選抜版における第三者提供内容を追加。
<b>第7条(利用料金の請求・支払)</b> 1.甲は、本サービスの採点結果に関するデータ(選抜版における受検者の顔写真撮影データの提供を希望する場合は、そのデータを含む)の本システムへのアップロードの完了をもって、甲の定める本サービスの利用料金を、計算し、請求する。乙は請求書受領後、適正審査の上、請求書記載の期日までに、甲の指定する銀行口座に送金して支払う。なお、送金に係る振込手数料は、乙の負担とする。 2.採点結果に関するデータのうち、受検者を起因とする不備等(顔写真の撮影不備等を含む)があった場合であっても、甲は対象の採点結果を有効なものとして取り扱い、乙に利用料金の請求を行うこととする。	<b>第6条(利用料金の請求・支払)</b> 1.甲は、本サービスの採点結果に関するデータ(受検者の顔写真データを含む)の本システムへのアップロードの完了をもって、甲の定める本サービスの利用料金を、計算し、請求する。乙は請求書受領後、適正審査の上、請求書記載の期日までに、甲の指定する銀行口座に送金して支払う。なお、送金に係る振込手数料は、乙の負担とする。 2.採点結果に関するデータのうち、受検者を起因とする不備等(顔写真の撮影不備等を含む)があった場合であっても、甲は対象の採点結果を有効なものとして取り扱い、乙に利用料金の請求を行うこととする。	選抜版における顔写真情報の取り扱いを追記。
<b>第12条(機密情報の保持)</b> 1.甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、本条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。 (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報 (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報 (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報 (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報 (5)法令の定め、又は裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報 2.前項に関わらず、乙が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、甲は甲の各サービス及びパーソルグループ各社のサービスを乙に紹介する目的のために、本契約の存在や取引履歴等をパーソルグループ各社に開示・提供できるものとし、パーソルグループ各社は目的の範囲内で利用できるものとする。 3.甲は、前項に基づきパーソルグループ各社に開示した本契約の存在や取引履歴等に関し、パーソルグループ各社の当該情報の取扱いについて責任を負うものとする。なお、乙より取得した、乙の担当者の名刺等の個人情報の共同利用に関しては、甲の「個人情報保護に関する公表文( <a href="https://www.benesse-i-career.co.jp/privacy/index.html">https://www.benesse-i-career.co.jp/privacy/index.html</a> )」に従うものとする。	<b>第11条(機密情報の保持)</b> 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、本条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。 (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報 (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報 (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報 (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報 (5)法令の定め、又は裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報	第2、第3項を追加。

<p>第14条(各種データ等の利用)</p> <p>《選抜版》</p> <p>1.甲は選抜版預託情報を、本サービスの案内、受検結果の第三者提供、申込者又は受検者からの問い合わせ対応以外の目的で利用しないものとする。</p> <p>2.甲は本サービスの提供を通じて受検者より得たデータを第13条第1項第2号に基づき、情報主体の同意を得た範囲内で利用するものとする。</p> <p>《人材開発版》</p> <p>1.乙は、甲が乙より本サービスの提供を通じて得たデータ(本サービスの案内のため乙より預託された情報を含み、以下あわせて「採点結果データ等」という)を本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、必要に応じて甲が保有する情報を併せて、本サービスを含むテストの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認等を目的として利用することを予め承諾するものとする。</p> <p>2.乙は、甲が採点結果データ等を統計的に処理し、営業活動用資料の作成、大学生・社会人の教育・就業に関する実態調査・分析、及びその公表、商品の研究・開発等に利用することを予め承諾するものとする。</p> <p>3.乙は、甲が採点結果データ等を、乙及び受検者個人を容易に識別・特定できない形式に加工したデータ(以下「加工データ」という)を、大学生・社会人の教育・就業に関する実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等を目的として、ベネッセグループ又は関連会社、大学等の研究者・研究機関が利用すること、また、研究成果は学会や各種媒体等で発信される場合があることを予め承諾するものとする。</p>	<p>第13条(採点結果データ等の利用)</p> <p>乙は、甲が本サービスの提供を通じて得たデータ(以下「採点結果データ等」という)を本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、ならびに乙及び受検者個人を容易に識別・特定できない形式に加工したデータ(以下「加工統計データ等」という)を作成し、本サービスを含むテストの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認などを目的として利用すること、また、加工統計データ等と甲が保有する情報を併せて統計処理したうえで、営業活動用資料の作成、大学生・社会人の教育・就業に関する実態調査・分析、及びその公表、商品の研究・開発等に利用することを予め承諾するものとする。</p> <p>また、乙は、大学生・社会人の教育・就業に関する実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等を目的として、加工統計データ等をベネッセならびにパーソルキャリア株式会社、株式会社パーソル総合研究所、パーソルプロセス&amp;テクノロジー株式会社、企業・大学等の研究者・研究機関が利用すること、また、研究成果は学会や各種媒体等で発信される場合があることを予め承諾するものとする。</p>	<p>選抜版におけるデータ利用を 追記、ならびに人材開発版にお ける利用場面に応じたデータの 加工状態を整理し、よりわかり やすい記載に変更。</p>
<p>第15条(各種データ等の保管、廃棄、削除、消去)</p> <p>《選抜版》</p> <p>1.甲は、選抜版預託情報、及び第三者提供データを、テスト実施日より一定期間(以下「保存期間」という)、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存するものとし、保存期間を経過したデータについては、削除、廃棄する。</p> <p>2.甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により削除、廃棄等した選抜版預託情報は保存できないものとする。</p> <p>3.乙は、選抜版預託情報の削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な対象、日時、方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4.乙は、第三者提供データに関し、受検者より削除、廃棄の申し出があった場合、甲が事前に断りなく、当該受検者の第三者提供データを本システムより削除、廃棄することを予め承諾する。</p> <p>《人材開発版》</p> <p>1.甲は、採点結果データ等を、テスト実施日より一定期間(以下「保存期間」という)、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存するものとし、保存期間を経過したデータについては、削除、廃棄する。</p> <p>2.甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>3.乙は、乙の採点結果データ等の削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な対象、日時、方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4.甲は、保存期間を経過した後も、《人材開発版》第14条第3項に定める加工データ等を保存することができる。</p> <p>*保存期間は次のページ (<a href="https://www.benesse-i-career.co.jp/gps/gpsb_servicelist/">https://www.benesse-i-career.co.jp/gps/gpsb_servicelist/</a>)をご参照ください。</p>	<p>第14条(採点結果データ、加工統計データ等の保管、廃棄、削除、消去)</p> <p>1.甲は、採点結果データ等を、テスト実施日より一定期間(以下「保存期間」という)、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存するものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2.甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により返却、削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>3.乙は、乙の採点結果データ等の返却、削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4.甲は、保存期間を経過した後も、第13条に定める加工統計データ等を保存することができる。</p>	<p>選抜版のデータに係る補完、廃 棄、削除、消去ルールを追記。</p>
<p>第19条(損害賠償)</p> <p>1.甲がその債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるときは、乙はこれによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして甲の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>2.損害賠償の請求は、現実に発生した通常かつ直接の損害(予見すべきであったか否かを問わず特別損害及び逸失利益は含まない)の賠償をさせることを目的とする。</p> <p>3.前項の定めは、債務不履行に基づく損害賠償請求のほか、契約不適合責任、不当利得、不法行為、解除及びその他請求原因の如何にかかわらず適用されるものとする。</p>	<p>第18条(損害賠償)</p> <p>甲及び乙は、本約款に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、賠償する責任を負う。</p>	<p>民法改正等を踏まえ、規定内容 の明確化を実施</p>